

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	2
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3

-----  
規 則  
-----

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第73号**

**高知県行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。  
第301条第2項の表中

「

市町村支援専門監	市町村の児童家庭相談機能の強化及び要保護児童対策地域協議会の活動の支援に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
----------	---

」

を

「

児童相談専門監	児童虐待の防止に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
市町村支援専門監	市町村及び所属の児童家庭相談機能の強化並びに要保護児童対策地域協議会の活動の支援に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

」

に改める。

第304条第2項の表中

「市町村支援専門監」

を

「児童相談専門監  
市町村支援専門監」

に改める。

第305条の表中

「

高知県中央児童相談所 副参事	療育福祉センターのセンター長、副センター長及び事務局長
高知県中央児童相談所 の職員	療育福祉センターの相談部長及び相談相当職員

」

を

「

高知県中央児童相談所 副参事	療育福祉センターのセンター長、副センター長及び事務局長 精神保健福祉センター所長
高知県中央児童相談所	療育福祉センターの相談部長及び相談相当職員

」

の職員	
高知県幡多児童相談所 副参事	精神保健福祉センター所長

に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年12月7日から施行する。

~~~~~  
 高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第74号**

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考6中「高知県中央児童相談所市町村支援専門監」を「高知県中央児童相談所児童相談専門監及び市町村支援専門監」、「当該市町村支援専門監が」を「当該児童相談専門監及び市町村支援専門監がそれぞれ」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年12月7日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第28号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「療育福祉センター長」

を

「療育福祉センター長

中央児童相談所長 」

に改め、同項3種の欄中

「中央児童相談所長

を

「中央児童相談所児童相談専門監」

に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年12月7日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第29号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。  
 別表第2の1の表知事部局の項中  
 「療育福祉センター長」  
 を  
 「療育福祉センター長  
 中央児童相談所長」  
 に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成27年12月7日から施行する。

~~~~~

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年12月1日  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第30号**  
**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**  
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。  
 別表知事部局の出先機関の項中「市町村支援専門監」を「児童相談専門監及び市町村支援専門監」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成27年12月7日から施行する。

-----  
**人事委員会告示**  
 -----

**高知県人事委員会告示第5号**  
 給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年12月7日から施行する。  
 平成27年12月1日  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の知事部局の項中  
 「学園長」  
 を  
 「学園長  
 児童相談専門監」  
 に改め、同表の8級の知事部局の項中  
 「消防学校長」  
 を  
 「消防学校長  
 中央児童相談所長」

に改める。